

## あとがき

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団  
調査研究委員会・委員長  
海老原修

2014(平成 26)年ソチ・パラリンピック大会滑降・スーパー大回転で金メダルを獲得したチェアスキー・狩野亮は、同年春の叙勲で紫綬褒章を受ける。そのハイ・パフォーマンスは、父親が地域ではスキー指導員、学校では教師という家庭環境を起点に、生育期の恵まれたスポーツ環境に由る、といっても過言ではない。ヒアリングによれば、小学 3 年の受傷前より父親とスキーに親しみ、受傷後も、自宅より 15 分で車いすアーチェリー、1時間で車椅子バスケットボールに接する環境を維持する。スキー、車いすアーチェリー、車椅子バスケットボールというスポーツ・キャリアは中学 1 年時に出遭うチェアスキーに連なる。

では、同じように受傷した小学 3 年 A 少年がいたと仮定してみたい。受傷前後にスポーツに接する環境に無いならば、彼や彼女が身体を動かして心臓をドキドキさせるチャンスはどこに有り得たのであろうか、と問いかけたいからだ。

教育基本法第四条は「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と教育の機会均等を、スポーツ基本法前文は「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性などに応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することの出来る機会が確保されなければならない」といわゆるスポーツ権を、それぞれ言明する。それでは、我々は、義務教育段階にある少年 A に、小学校・体育や中学校・保健体育においてどのようなかたちの compulsory を用意できたのであろうか。同じく運動・スポーツを行いたいと一念発起した時に、いかなるスポーツ環境を確保せられたのであろうか。

狩野亮が過ごしたスポーツ環境は偶発的に出来たと省みるべきであり、同じように受傷・発症した同年代の障害児が、その生育過程で教育基本法やスポーツ基本法を遵守する教育・スポーツ環境にいたならば、狩野亮を超えるようなスポーツ選手に成長したかもしれない、と想像すべきである。少年 A が確保できたかもしれない教育機会を、我々は今も昔も与えていない現状を認識しなければならない。

このような問題意識の下で、2015(平成 27)年度・調査委員会では、一方でジャパンパラ競技大会に出場する水泳と陸上競技のトップ選手のスポーツ・キャリアを学校期の体育・保健体育への参画状況に焦点を当てつつ分析し、他方で神奈川県体育センター並びに横浜市教育委員会の理解の下、横浜市内の小学 4 年生から中学 3 年生までの児童・生徒を対象に、障害者スポーツ体験イベントを開催し、正課体育への障害者スポーツ導入を模索した。児童生徒の誰もが体験する、すなわち compulsory でなければ、障害者スポーツの、ひいては障害者との共生は題目に過ぎないのかもしれない。イベントが大きくなれば多くの人々が参画するので誰もが参加している誤解を生むが、決して誰もが経験していない。東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けたイベントが巨大化するが、児童生徒の誰もが実体験する機会を強制してみたい、と荒唐無稽を承知で考えている。